

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

◇ ホームページ制作費用の取扱い

Q: 当社は、外部に委託して広告宣伝用のホームページを作ることになりました。この制作費用の取扱いを教えてください。

A: ホームページの制作を他の者に委託した場合の費用は、原則として支出時の損金となります。

【解説】

ホームページは、文書、写真、デザイン等の構成物を制作し、個々にファイル化したものをプロバイダーのサーバーに登録し、それをHTMLという言葉を組み合わせて、インターネットによってパソコン等の画面上に表示するものです。

ところで、通常のホームページの中には、コンピュータプログラムは組み込まれていませんので、その作成を他の者に委託した場合でも、繰延資産に該当するソフトウェアの開発費用は含まれていません。また、ホームページの内容は、通常、企業や商品のPRで頻繁に更新されていることが多く、その制作費の効果が1年以上に及ぶことはほとんどありません。したがって、ホームページの制作費は、原則としてその支出時の損金となります。

ただし、ホームページの使用期間が1年を超える場合は、その使用期間に応じて均等償却することになりますし、制作費用の中にデータベースやネットワークとアクセスするためのコンピュータプログラムの作成費用が含まれている場合には、プログラム作成費用に相当する金額は繰延資産としてその支出の日から5年間で償却することになります。

